

時事新報

往昔江戸に男達と稱するものあり其身分を尋ねれば十  
ならず商あらす一種の無賴者にして定まつたる職業な  
く徒黨を成して市中を横行し世の妨害を爲すふと少な  
らざりしかども常に男を磨くと稱して任侠自ら任  
綱を極ひ強を逞き直を抉り曲を拂し事に當りて身命を  
惜しまざるの氣概ありしが故に當時の俗間よ畏敬せら  
れしのみならず今日よりても猶ほ其事を傳稱して指  
かざるものあり所謂幡隨院の徒の如き助ちはなり今日  
文明の眼より見れば其所行の不禮亂暴ある言語道斷ふ  
して駭しむ可きの外なけれども熟らへ其時の事情を  
察すれば斯る亂暴の徒の世間よ現出するも決して無理  
あらずと思はるゝ理由あさるあらず抑も當時戰國の世  
を距るふと遠からず城頭の鐵鼓聲猶ほ震ひ匣裡の金刀  
血未だ乾かざる時なれば士風の剽悍殺伐なる想ひ見る  
可し左れば徳川の政法極めて嚴密なりと雖も旗下の子  
事とあれば敢て容赦するとあらざるのみあらず尙武の  
風習として卑怯破廉恥等いやしくも武士の面目よ係る  
事を冒して其餘樂を子孫よ遺したる昔を忘却し剣へ武  
士の最も謹しむ可き奢侈の戒を犯して衣裳帶刀の節  
りに華奢を競ひ氣隨意儘の振舞して漫々平民を侮辱す  
るを愉快と爲すものあり即ち世に稱する白柄組などの  
輩にして世の害物と云ふ可きものあれども當時の習慣  
として容易に之を罰するふと能ばず府下の人民は正  
其難義よ苦むの最中に當り彼の男達なるものが一方に  
現出し任侠の氣概を以て彼の暴慢を制し以て華奢少年  
の氣を搖きたるものありと云ふ蓋し男達の氣風と云ひ  
多年の所行と云ひ共に常經を外れたる一種の弊害にして  
召遣れず自ら撫當を屬にして太政官より出仕するなどの  
奇説もありて賈業偷約の風頗る盛ありしが人生慣れ易  
きは奢侈の風ふして年を経るゆ隨ひ社會の氣風次第より  
其趣を改め衣服飲食より車馬邸宅よ至るまで何れも華  
要を競ふふととなり甚しきは糟糠の妻を堂より下し更  
に阿嬢を金屋よ聘するなど大混亂の中怡も西洋風の  
輸入と共に社會外社論の流行を催はる男女の洋服、無  
百體を費したる誠は珍らしからずして社會一般に奢侈  
の增長したるを知る可し古吉に宴安は奢靡よ均じと云  
ふ奢侈の一ことは體の奢靡と社會に流す源となり爲り  
に士紳の驕恣を致したるものにや社會の流弊漸く甚し  
に加ふる折仰述來出間よ社士あるもの出來り其中に  
比等衣冠食一錢の實力なき身にして慨然天下の事を以

て自ら任じ其舉動傍若無人を極め叱咤狂呼して俄々世人の沈醉を驚さんと自ら期する者あるが如し其志の在る所は問ふに遑あらず兎にも角みも其所行は士君子の與する能はざる所みして世間みても之を惡むと甚しく目して社會の害物となし只憤ふれを排斥せんとするの議論多し我輩も固より其害を知らざるに非ず個々の所業に就ては誠み厭惡に堪へずと雖も更ゝ眼界を廣くして社會の形勢人心の動機を察するときは畢竟今の世に斯る壯士輩の出でたるもの一方に文弱奢侈の流弊甚しきものあるが爲めよ他の一方に反対の病症を現はしたるふどよして其趣は昔時旗下の子弟輩が風流華奢え隠りたるに際し彼の男達の流が市井の間に起りたるものと日を同ふして語る可きのみ左れば天下經世の士君子は今日目前の現象を見て唯その局部にのみ心勞するを止め少しく思慮を前後に運らして今後社會の流弊ますく甚しく遂に弊極りて弊生するの極端に至るを豫防するの考察今より大切な可し

○閣令第十九號

吉林省

**豫定經費算出後**

**第二條** 経費中其給與ニ属スルモノハ一人當リノ給額ヨリ積算シ又其物件ニ属スルモノハ一箇當リノ費用契約其他經費ヲ請求スル確實ノ理由ヲ示スヘン

**ヨリ積算スヘシ**  
**第三條** 一人當リノ給額ヲ算出スルニハ規定ノ給額アルモノハ其規定ノ額ヲ基トシ又規定ノ給額ナキモノ

ハ各々其據ル所ヲ示スヘシ  
第四條 一箇當リノ費用ヲ算出スルニハ規定ノ價格ア  
ルモノヘ其價額ヲ基トシ又規定ノ價格ナキモノハ時

**第五條** 純粋ニ據リ其據ル所ヲ示スヘシ  
ノハ定員ヲ限度トシ定員ナキモノヘ前年度四月一日

ノ現員ヲ標準トスヘシ但事務ノ繁閑ニ隨り隨時傭入及解傭ヲナス人員へ前々年度以前三箇年度ノ人員ノ平均ヲ標準トスヘシ

**第六條** 物件ニ屬スル經費ヲ積算スルニハ規定ノ箇數アルモノハ規定ノ箇數ヲ限度トシ規定ノ箇數ナキモノハ前ナ半度以前ニ當ル更開一章

**第七條** 國債償還ノ金額(定期アルモノヲ除ク)ヘ財政  
箇數ノ平均ヲ標準トスヘン

人割合ニ依リ其利子及手數料ハ定規ニ據リ之ヲ豫算  
スヘシ

**第九條** 法律命令契約ニ據リ、支出スヘキ總金額ノ定タルモノヘ其總金額ヲ以テ豫算額トスヘシ

**第十條** 前各條ニ據ルヘカラサル經費ハ最モ適實ノ方  
法ヲ以テ豫算シ其計算ノ基ク所ヲ示スヘシ  
**明治廿二年**

六月十日  
明治二十二年法律第一號市制第百二十六條ニ據り岐阜  
○内務省告示第十八號

縣管下岐阜山梨縣管下甲府ヲ市制施行地ニ指定ス  
明治廿二年  
六月十日 内務大臣伯爵松方正義

内務省令第十八號

○敍任及辭令 明治廿二年六月八日  
高知縣知事從四位勳三等 時任 爲基  
任靜岡縣知事(敍任) 一等爵下候補(時任) 一等爵下候補

元老院議官從四位勳三等  
任高知縣知事（敘勳任官一等關子級序）  
調所一廣文  
福密院記官正七位  
有獎

兼任樞密院議長禮部尚書（兼兼任官四等）

本邦の外交に於ける其由來久しと雖も古代に在りては玄蕃寮鷦鷯寺等の官を置き外客接遇のみを掌りしのみ降りて舊幕政府の末季に至り嘉永年間亞米利加合衆國の軍艦相州浦賀に來り修好通商を需めし以來英、露、佛、蘭、李等の各國絡繹來りて貿易を請求し外交はより頗る頻繁事務亦隨ひて煩雜となり是よ於て安政三年十月堺田備中守を外國事務の獨任と爲し同五年十月始て外國奉行を置き水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀬肥後守之より任す其後慶應三年四月平山圖書頭を外國總奉行と爲し同年六月小笠原壹岐守を外國事務總裁と任せり是より先き嘉永七年三月横濱村より於て亞米利加合衆國と二箇條約を訂結せしより當時に至るまで他の外國と條約を締盟するもの和蘭、西亞、英吉利、佛蘭西、葡萄牙、李浦生、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹の十箇國なり其後太政朝廷より歸し天皇親ら萬機を寢断し勅裁を加へられ慶應四年（明治紀元）正月九日二品晃彰親王より外國事務總督を命ぜられ更々外國事務掛等を置くの官を置けり是を維新以後外交官の權與とす同月十七日職制を定め太政官中に外國科を置き二品晃彰王又外國事務總督を命ぜられ更々外國事務掛等を置く正權判事等を置き先親王を督とし伊達宗城、東久世通禧を補とす同月晦日佛蘭西、和蘭の公使に謁見を許さる是を外國公使謁見の始とす是年閏四月又官制を改定し外國局を廢して外國局と爲し正副知事、正權判事等を置き職制を定め伊達宗城を知事とし東久世通禧を副知事とす同月十五日開港の地方官より命じて外國の事務を兼轄せしむ是年九月瑞典諾威國及び西班牙國との假條約を締結す同年十月天皇東京より外國官の官吏總て供奉を命ぜられ其東京に着するや築地敷馬橋督幕臣小笠原長常の邸を以て假外國官と爲し外交一切の事務を掌理す是を東京より官署を置くの濫觴とす是年十一月西本願寺の隣地戸川鉢三郎の邸に外國官を移す同月新潟港及東京に瓦市場を開く明治二年正月外國官上下の官吏に東京在勤を命ず同年四月復外國官を築地二ノ橋畠山義勇の邸に移す是年二月各國條約改定の調査を外國官に委任せらる同月二月通商司と諸開港場より置き貿易の事務を管せしめ五月該司と會計官より轉屬せしむ以上維新以前より外務省創置に至るまでの外交古今の沿革とす

明治二年（西暦千八百六十九年）

七月八日初て外務省を置き三位外國官知事澤宣嘉を外務卿に從四位外國官副知事寺暢宗則を外務大輔より先き米國人ウエンリー・トートに本邦へを布陸國より請致し僕奴と爲す今盡く召還せしむ「十四日漢地利洪噶利國と修好通商航海條約を訂結す」（明治四年十二月批准書を交換す）同月二十二日延遠館より天長節の宴を張り各國公使書記官等に饗應を賜ふ是を天長節饗應の始とす

九月三日民部監督正上野景範を布陸國より遣す「是より先き米國人ウエンリー・トートに本邦へを布陸國より請致し僕奴と爲す今盡く召還せしむ」（明治四年十二月批准書を交換す）同月二十二日延遠館より天長節の宴を張り各國公使書記官等に饗應を賜ふ是を天長節饗應の始とす

十一月二十一日本挽町五丁呂潤祐長官の書記官處より天長節饗應規則を定む

五月外國人雇募係員を置く

三月八日妻江源始せる西班牙國との條約批准書を交換す

明治三年（西暦千八百七十年）

五月十九日海外旅行出港規則を定む

九月

五月七日 少令史等  
七月二十 日外中立  
八月九日 横濱、兵六  
九月二日 締結の國  
は處する  
十月十七 人民の取  
りを以て  
同月清國  
閏十月二  
し大中少  
務使從三  
以下之よ  
務使より  
下森有禮  
日東京在  
十一月七  
交換す  
十二月十  
是より先  
す依て本  
營繕工事  
明治四年  
二月二日  
崎間海底  
會社同國  
於て此命  
置く  
三月二日  
四月二十  
ト灣に至  
五月十三  
八月三日  
十六人民  
七月四日  
を交換す  
大納言岩  
宗城湾國  
八月八日  
十月八日  
十一月四  
官制等級  
の六課を  
日文書司  
より召選  
船の旅客  
船の航客  
船を交換  
を例とせ  
るふどく  
者をして  
初で領事  
事と七等  
十二月二  
全權大使  
十一月四  
正月二日  
明治五年  
正月二日  
後毎歲恒  
四月二十  
五月三日  
五國と財  
任し英國  
脣のみと  
者は假口  
二月二日  
領事館を  
罪の贖罪  
者は假口  
五月三日